

豊川市開発ビル株式会社の清算に向けた名古屋簡易裁判所による 調停に代わる決定に対し、異議を申し立てないことを可決！

豊川市開発ビル株式会社は、豊川市、豊川信用金庫、ユニー株式会社に対する債務額を確定し、その支払い方法の協定を求める特定調停手続による調停を名古屋簡易裁判所に申し立てていましたが、それが不調に終わったことにより、名古屋簡易裁判所から調停に代わる決定（17条決定）^①がなされました。

11月1日の臨時会では、この決定のうち、本市が異議を申し立てないことについて、第54号議案が提出され、審議、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

第54号議案

調停に代わる決定の概要（申立人：豊川市開発ビル株式会社）

（相手方：豊川市、豊川信用金庫、ユニー株式会社）

- ① 申立人及び相手方の3名は、申立人の相手方3名に対する債務額を次のとおり確認する。豊川市 7,000万円
豊川信用金庫 22億9,613万3,000円
ユニー株式会社 1億5,000万円
- ② 市は、申立人からその事業の全部の譲渡を受ける。
- ③ 市は、申立人からプリオビル関係の土地及び建物並びにプリオIIビル関係の土地を13億4,300万円（建物に対する消費税及び地方消費税を除く。）で買い受ける。
- ④ 市は、申立人からプリオIIビル関係の建物の贈与を受ける。
- ⑤ 市は、申立人から譲渡される不動産に係る賃貸借契約上の貸主たる地位及びリース契約上の契約当事者たる地位を引き継ぐ。
- ⑥ 申立人は、市に譲渡した不動産の譲渡対価から、豊川信用金庫に5億円を、ユニー株式会社に3,000万円を弁済し、豊川信用金庫及びユニー株式会社は、当該不動産に係る根抵当権及び抵当権を解除する。
- ⑦ 相手方3名は、申立人が特別清算手続の開始に先立ち、その他の債権者に対してその債務のすべてを弁済することに同意する。
- ⑧ 申立人は、特別清算手続により、相手方3名に対し、⑥による弁済後の残債務の一部を弁済し、相手方3名は、当該弁済後の全ての残債務を免除する。
- ⑨ 市は、申立人の特別清算手続による債務の弁済額が次の金額を下回ったときは、他の相手方に対し、当該金額に満たない額を補償する。
豊川信用金庫 6億2,000万円 ユニー株式会社 4,000万円
- ⑩ 調停費用は、各自の負担とする。

主な質疑

【問】 今後の方針は。
【答】 17条決定に対し、仮に相手方3名が異議申し立てをせず確定した場合、開発ビルから市への事業譲渡などを実施する。現在入店中のテナントとの契約は引き継ぎ、現在の形態のまま営業を行う予定。必要となる予算は17条決定の趣旨に沿う柔軟に見直す。

ものと考えており、早期に事業譲渡に係る混乱を収め、にぎわいを創出する商業と公共の複合施設として、安定した経営管理体制を構築する。また、商業環境の変化が早いことやプリオビルなどは市役所にも近接していることなどから、必要に応じてビル全体の利用方針を

① 17条決定

民事調停法第17条のことで、裁判所は調停が成立する見込みがない場合において、当事者双方の衡平を考慮し、職権で必要な決定をすることができるもの。

【問】 なぜ今すぐに清算する必要があるのか。
【答】 不本意な形で破産する恐れがあるため、ある程度の資金があり、安定経営のできている現段階で事業譲渡を行い、ビル機能は維持する中で清算する必要があると考えるため。

【問】 買収後の開発ビル大規模修繕の予定は。
【答】 事業譲渡後に改めて調査を実施し、長寿命化を図るため、計画的に実施する。



原案可決

第54号議案

調停に代わる決定

討 論

反対

真摯な総括をし、説明責任を果たすべきであり反対

市民レベルで検討、調査し結論を得るべきである。プリオビル及びプリオIIビルを買い取る金額が高額であり、市民の納得が得られない。さらに、最低弁済総額を補填して補償する約束までしており、市の負担がさらに膨らむ可能性もある。商業床を抱えることは大きな負担となり、必要な公共施設の削減にもつながりかねない。ビルの建設や開発ビルの運営など、今からでも真摯な総括をして、市民への説明責任を果たすべきであり、反対する。

賛成

異議申し立てをしないという消極的な同意をすべきと考え賛成

裁判所が決定した内容であり、プリオビル及びプリオIIビルは、機能を維持したまま継続運営ができる。第三者委員会の意見書では、ビルの重要性は今後も変わらないとしており、市が公有化を図るのも必然性がある。仮に17条決定に異議申し立てを行うと、テナント等の債権を保護できず、地域経済に悪影響を及ぼす。債権放棄を伴う内容であり、積極的な同意はできないが、異議申し立てしないという消極的な同意をすべきであると考え、賛成する。

議案審議



令和元年 12月定例会

12月定例会は、11月29日から12月17日までの19日間を会期として開かれました。令和元年度一般会計補正予算を始めとした22議案のほか、報告2件、同意2件、諮問1件が提出されました。そのほか、請願1件が審議されました。

また、20人が代表・一般質問を行いました。

条例の一部改正

全て
原案可決

- 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
市が定める個人番号を利用する事務の範囲の拡大に伴い、当該事務及び関係事務で利用する特定個人情報を追加するとともに、あわせて所要の規定の整備を行うもの。
- 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び市長等の給与に関する条例の一部改正
市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の適正化を図るため、期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、年間支給率を3.4月分とするもの。
- 市職員給与条例等の一部改正
人事院勧告を受けて一般職の国家公務員の給与改定が実施されることに伴い、職員給与を見直すもの。
- 体育施設条例の一部改正
スポーツ公園サッカー場及びソフトボール場を都市公園施設から体育施設に変更し、指定管理者制度を導入することに伴い所要の措置を講ずるとともに、陸上競技場の利用者の利便の向上を図るため、利用時間を延長し利用料金の限度額を定めるもの。
- プール施設条例の一部改正
小坂井B&G海洋センターの利用者の利便の向上を図るため、夏期の一部の期間の利用時間を延長するもの。
- 子ども医療費支給条例の一部改正
子育て世代を支援し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、入院に係る子ども医療費の支給の範囲について、現在の中学3年生までから高校3年生世代までに拡大するもの。

その他

全て
原案可決

- 稲荷北デイサービスセンター条例の廃止
市内の通所介護等の事業所の増加により、市が当該事業を行う施設を設置管理する必要性が薄れたことを踏まえ、稲荷北デイサービスセンターを廃止するもの。
- 児童発達支援施設に係る指定管理者の指定
児童発達支援施設の管理に関し、令和2年4月1日からの指定管理者の指定をするもの。
- 都市整備部が所管する公の施設に係る指定管理者の指定
豊川駅東駐車場始め4施設の管理に関し、令和2年4月1日からの指定管理者の指定をするもの。
- 教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定
陸上競技場始め16施設及び弘法山公園野球場始め8施設の管理に関し、令和2年4月1日からの指定管理者の指定をするもの。
- 都市整備部が所管する公の施設に係る指定管理者の指定
諏訪第1公共駐車場及び諏訪第2公共駐車場、催事場の管理に関し、令和2年2月1日からの指定管理者の指定をするもの。
- 土地及び建物の取得
プリオビル関係の土地及び建物並びにプリオIIビル関係の土地を取得するもの。

一般会計補正予算(第3号)

原案可決

- とよかわ応援基金積立金(113万3千円追加)
アニアニまある飼育用ポニー購入に向けたクラウドファンディング目標額の超過分をとよかわ応援基金積立金に追加するもの。
- 自転車安全利用促進事業費(7,905万円追加)
豊川駅西口第2自転車駐車場(仮称)整備のため、土地借上料、整備工事費を追加するもの。
- 福祉医療費(421万2千円追加)
令和2年度からの高校3年生世代までの入院医療費無料化実施に向け、福祉医療システム改修委託料などを追加するもの。
- 管理運営費(131万6千円追加)
公立保育所で設置状況などにより使用禁止となっている為当保育園ほか5園の遊具を使用可能にするため、遊具移設等委託料を追加するもの。
- 公立保育所施設整備費(804万4千円追加)
為当保育園ほか3園の遊具購入のため、事業用器具費を追加するもの。
- 母子家庭等自立支援給付金支給費(257万円追加)
受給者の増加などにより、高等職業訓練促進給付金を追加するもの。
- 人・農地問題解決加速化支援事業費(1,227万6千円追加)
人・農地プランの実質化を図るため、策定委託料を追加するもの。
- 管理運営費(100万円追加)
赤塚山公園でアニアニまある飼育用ポニーを購入するため、事業用器具費を追加するもの。
- 令和元年台風第19号支援関係経費(28万3千円追加)
栃木市及び長野市への派遣職員普通旅費を追加するもの。
- 負担金等(110万3千円追加)
来年度開催される東京2020オリンピックの聖火リレー実施に伴う実施市負担金を追加するもの。



一般会計補正予算(第4号)

原案可決

- 管理運営費(8,402万2千円追加)
プリオビルの運営に要する管理運営委託料などを追加するもの。
- 普通財産取得費(14億1,470万円追加)
プリオビルの取得のため、土地及び建物の取得費を追加するもの。

第73号議案

令和元年度一般会計補正予算(第4号)

討 論

賛成

17条決定の履行に必要な
予算であり賛成

17条決定の履行に必要な予算であり、開発ビルの清算に伴い、建物を公有化し、プリオビル及びプリオIIビルを存続させることは、市民や中小企業への迷惑を最小限とするよう最大限に努力すべきであることから、妥当な補正予算である。普通財産の取得についても財源の調整が図られている。豊川信用金庫やユニー株式会社等の英断に依るために、商業フロアの空き店舗を無くし継続的に活用ができるよう、商業振興への本気の取り組みを見せてもらうことを求め、賛成する。



反対

財政調整基金は市民生活やサービス向上に使われるべきであり反対

14億円あまりの財源を一括して支払うため財政調整基金を使うが、これは本来市民生活やサービス向上のために使われるべきものである。プリオビル、プリオIIビルの清算や、見通しのない建設事業に使われるのは本末転倒である。清算に至った総括がないまま、市民の税金を差し出すやり方は厳しく問われるべきで、本市が全体としてバランスよく発展するために、真に何が必要か十分な調査と市民の合意形成を最優先させるべきであり、再考を求め、反対する。



○請願第2号 「豊川文化ホール」3館(小坂井・フロイデンホール、音羽・ウインディアホール、御津・ハートフルホール)の存続を求める請願
 【請願者】 岡田 君江(請願署名者数1,358名)

不採択

請願の要旨
 市が廃止を決定した文化ホール3館は、市民等に親しまれ稼働率も高く、地域文化の拠点等として今後も十分に利用できると考えます。3館の存続と文化施設の在り方について、市民等の意見を聞き、検討、計画策定することを求めます。

討 論

賛 成
 文化施設のあり方を、市民、利用者とともに検討すべきで請願に賛成

3館の存続とは、旧町3館の機能を新文化会館に移設することではなく、地域に根付いたホールを残すことである。施設の統廃合より長寿命化を図る方が維持管理、更新費削減効果も大きい。今一度立ち止まり新文化会館建設方針を見直すべきである。

反 対
 新たな施設により望ましい形に集約し進めるべきで請願に反対

各施設は老朽化や駐車場不足等多くの課題を抱えているが、機能の集約を図り、新文化会館を整備することで多方面の課題が改善される。市民等の声を広く聞きながら新文化会館を整備し、既存施設を廃止することは有効な方法と考える。

■ 11月臨時会
 ○賛成・×反対
 未来一とよかわ未来(21) 公明一公明党市議団(3) 共産一日本共産党豊川市議団(2) 無会派一一人会派(4)
 ※（ ）内は所属人数で、議長は表決に加わりません。

議 案 名	会 派 別 賛 否 状 況				議 決 結 果
	未来	公明	共産	無会派	
54 調停に代わる決定	○	○	×	○	可決
報告15 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告	—	—	—	—	報告

報告15については、報告のみで採決はありません。

■ 12月定例会
 ○賛成・×反対
 未来一とよかわ未来(21) 公明一公明党市議団(3) 共産一日本共産党豊川市議団(2) 無会派一一人会派(4)
 ※（ ）内は所属人数で、議長は表決に加わりません。

議 案 名	会 派 別 賛 否 状 況				議 決 結 果
	未来	公明	共産	無会派	
55 令和元年度一般会計補正予算(第3号)	○	○	×	○ ×	可決
56 令和元年度下水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	可決
57 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	○	○	×	○	可決
58 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び市長等の給与に関する条例の一部改正	○	○	×	○ ×	可決
59 市職員給与条例等の一部改正	○	○	○	○	可決
60 体育施設条例の一部改正	○	○	○	○	可決
61 プール施設条例の一部改正	○	○	○	○	可決
62 稲荷北デイサービスセンター条例の廃止	○	○	×	○	可決
63 子ども医療費支給条例の一部改正	○	○	○	○	可決
64 下水道条例の一部改正	○	○	○	○	可決
65 火災予防条例の一部改正	○	○	○	○	可決
66 児童発達支援施設に係る指定管理者の指定	○	○	○	○	可決
67 都市整備部が所管する公の施設に係る指定管理者の指定	○	○	○	○	可決
68 教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定	○	○	×	○	可決
69 市道路線の認定	○	○	○	○	可決
70 小坂井地域交流会館(仮称)建設工事のうち建築工事請負契約の変更	○	○	○	○	可決
71 水槽付消防ポンプ自動車の取得の変更	○	○	○	○	可決
72 ネットワークシステム機器の取得の変更	○	○	○	○	可決
73 令和元年度一般会計補正予算(第4号)	○	○	×	○	可決
74 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正	○	○	○	○	可決
75 都市整備部が所管する公の施設に係る指定管理者の指定	○	○	○	○	可決
76 土地及び建物の取得	○	○	×	○	可決
請願2 「豊川文化ホール」3館(小坂井・フロイデンホール、音羽・ウインディアホール、御津・ハートフルホール)の存続を求める請願	×	×	○	×	不採択
報告16 変更契約の締結に関する専決処分の報告	—	—	—	—	報告
報告17 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告	—	—	—	—	報告
同意4 公平委員会の委員の選任同意	○	○	○	○	同意
同意5 固定資産評価審査委員会の委員の選任同意	○	○	○	○	同意
諮問2 人権擁護委員候補者の推薦	○	○	○	○	異議ない

報告16、17については、報告のみで採決はありません。